

令和 2 年松前町規則第12号

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和 2 年 5 月 28 日

松前町長 岡 本 靖

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成17年松前町規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第 2 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第 1 条第 2 項の規則で定めるものは、いずれも次の表の左欄に掲げるものとし、次世代育成支援対策推進法施行令第 2 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第 1 条第 2 項の規則で定める職員は、同表の左欄に掲げるものごと</p> <hr/> <p>とする。</p> <p>省略</p>	<p>次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第 2 項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第 1 条第 2 項の規定による女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。